

個人情報委託管理細則	AS4-2-19-01b	制 定 権 者	管理本部長
		制 定 日	2017年 2 月 20日
		改 訂 日	2021年 2 月 1 日
		最終見直日	2024年 6 月 1 日

上位 規程	個人情報保護規程	AS4-2-19
----------	----------	----------

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

本細則は、当社が保有する個人情報の取扱を第三者に委託する場合につき、個人情報保護規程（AS4-2-19）に基づく適正な保護を実現することを目的とする。

第 2 条 (適用範囲)

本細則は、個人情報の取扱を第三者に委託する場合に適用する。

第 3 条 (定 義)

本細則における用語の定義は、つぎの各号に定めるところによる。

1. 従業員等

個人情報保護規程（AS4-2-19）による。

2. 個人情報保護統括管理責任者

個人情報保護規程（AS4-2-19）による。

3. 個人情報保護管理責任者

個人情報保護規程（AS4-2-19）による。

第 2 章 第三者委託の手續

第 4 条 (委託契約および秘密保持契約の締結)

従業員等は、第三者に個人情報の取扱を委託する場合は、事前に委託契約および秘密保持契約を締結しなければならない。ただし、約款等により次項の内容が定められている場合を除くものとする。

- ② 委託契約において、委託の内容ならびに範囲、および取るべき個人情報の安全管理等について明確かつ具体的に定めなければならない。

第 3 章 委託先に対する監督

第 5 条 (委託先に対する監督)

第三者委託をする従業員等は、委託期間中、委託先における個人情報の取扱状況を必要かつ適切に監督し、委託契約または約款等に違反、または違反するおそれのあることを発見したときは、直ちにその旨を個人情報保護管理責任者に通知しなければならない。

- ② 個人情報保護管理責任者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じ、これを個人情報保護統括管理責任者に報告しなければならない。

第 6 条 (実 施)

本細則は 2017 年 2 月 20 日より制定実施する。

- ② 本細則は 2021 年 2 月 1 日より改訂実施する。
- ③ 本細則は 2024 年 6 月 1 日に見直し確認した。

完

所 管 部 署	総務部
---------	-----

[改訂履歴]

2021 年 2 月 1 日改訂 (AS4-2-19-01a)

- ・第 3 条 (定義) を新たに追加
- ・第 4 条 (委託契約および秘密保持契約の締結)
秘密保持契約の締結について未記載だったため追記
- ・第 5 条 (委託先に対する監督)
正式名称に修正 (個人情報保護統括管理責任者、個人情報保護管理責任者)
- ・諸規程管理細則に則った体裁の修正